

会 議 録 (案)

会議の名称	令和5年度第2回茨木市地域福祉推進分科会
開催日時	令和5年8月22日（火曜日）
開催場所	茨木市役所南館10階 大会議室
議長	津止会長
出席者	境田委員、田畑委員、塩見委員、青木委員、 小河委員、入交委員、有明委員、玉置委員
欠席者	長田委員
事務局職員	森岡福祉部長、澤田福祉総合相談課長、肥塚地域福祉課長 莫根生活福祉課長、石井福祉指導監査課長 北川福祉総合相談課課長代理、長野地域福祉課課長代理 山本地域福祉課主幹、山本地域福祉課推進係長
オブザーバー	社会福祉協議会 福永地域福祉課長
議題(案件)	1. 次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について 2. 地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の骨子案について
資料	次第 資料1 次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について 資料2 地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の骨子案について 資料2－2 地域福祉計画・通期福祉活動計画施策体系（案） 資料3 茨木市総合保健福祉計画（第3次）の策定スケジュールについて

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
司会	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、令和5年度第2回茨木市地域福祉推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>議題に入ります前に、委員の交代についてご報告いたします。</p> <p>本分科会にご参加いただいております豊田委員につきまして、本年7月より、新たに青木委員に委嘱しております。青木委員、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
青木委員	<p>【青木委員あいさつ】</p>
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは会議に移らせていただく前に、本日の配付資料について説明させていただきます。</p> <p>【配付資料確認】</p> <p>それでは会議に移らせていただきます。</p> <p>本会議の議事進行は、分科会長が行うこととなっております。津止会長、よろしくをお願いいたします。</p>
津止会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>分科会長をしております、津止でございます。</p> <p>前回の6月の第1回の分科会は、出席できずに申し訳ありませんでした。</p> <p>本日は、前回の議事録を確認してまいりましたので、前回の議論を踏まえながら、第2回の議題に移らせてまいりたいなと思っておりますので、委員の皆様方の積極的なご意見を伺いたいと思っております。</p> <p>また、傍聴席にもお見えになっていらっしゃいます。この分科会は原則公開という形になっておりますので、発言の際もその旨、よろしくご理解いただきますようお願いしたいと思います。</p> <p>発言の際はマイクを活用しながらご発言いただきますように、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況について、ご報告いただけますでしょうか。</p>
事務局(鎌野)	<p>本日の委員の出席状況についてご報告いたします。</p>

	<p>委員総数10人のうち、出席は9人、欠席は1人です。過半数以上の出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により、会議は成立いたしております。</p> <p>また本日は、お2人の方が傍聴されていることをご報告いたします。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではまず、議題1「次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について」既に資料をお目通しかもしれませんが、事務局よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(肥塚)	<p>どうぞよろしくお願いいたします。資料1をご覧ください。</p> <p>「次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について」でございます。</p> <p>理念と基本目標そのものにつきましては、昨年度の審議会でおおむね承認をいただき、前回の分科会でお示しをしておりますので、本日は「理念・目標」を説明したリード文について、ご意見をいただきたく思っております。</p> <p>ただ、基本目標6につきましては、「持続可能な社会保障制度を推進する」としておりましたが、審議会で、「制度を推進する」という言い回しがしっくりこないというご意見をいただいております。基本目標6につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。</p> <p>では、まず改めて「理念・基本目標」についての考え方について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>本計画を策定するに当たりましては、前計画で掲げた基本理念を継承するとともに、新たに「持続可能」というキーワードを加えました。前計画の理念・基本目標は、前計画を策定する前に実施したワークショップや市民意向調査から抽出したキーワードを元に案を作成し、審議会にて審議の上、設定をいたしました。</p> <p>この、前計画の理念・基本目標につきましては、設定した経過も踏まえた上で、また保健福祉分野の目指すべき方向性としても普遍的なものであり、この5年間を振り返っても、法令上、国の動向や社会情勢上、大きく変更する必要性はないと考えております。</p> <p>一方で、この5年間の中で社会福祉法の改正があり、地域共生社会の考え方が地域福祉推進計画の理念に追加されたり、包括的な支援体制の整備を推進するための手段として重層的支援体制整備事業が創設されたりしていること、社会情勢の変化の中で持続可能性・多様性・社会的包摂などの考え方が注目されていることなどを踏まえ、理念・基本目標をアップデートすることも重要と考えております。加えまして、各取組・施策をこれまで実施した中で、より分かりやすい表現に整理する必要もございます。</p>

これらのことを踏まえまして、本計画の理念は、前計画で掲げた基本理念を継承するとともに、新たに「持続可能」というキーワードを加えた形にいたしました。

趣旨といたしましては、リード文に記述のとおりでございます。

まず「理念」につきまして、人口減少社会においては、様々な場面で担い手不足が生じ、今後、地域社会や支援体制の持続が困難になることが予測されます。地域社会や支援体制を持続可能なものとし、さらに包括的な支援体制へと発展させるために、誰もが主体的に活躍できる環境を整え、それぞれが共に協力して地域活動の活性化を図る必要があります。

本計画を策定するに当たっては、持続可能な包括的支援体制の実現とともに、地域共生のまちづくりを目指すということを理念として設定しました。

多様な困り事に対し解決に向け、包括的な支援体制で伴走すること、市民や団体、事業者等がそれぞれに力を発揮し、主体的に協働して相乗効果が生まれるよう行政として支援することに特に留意し、保健福祉の各施策を推進していくということを、この理念に込めております。

次に「基本目標」について説明してまいります。

基本目標1「お互いにつながり支え合える」についてです。市民や団体、事業者等のあらゆる機関が持続可能な地域づくりや地域課題の解決について、当事者意識を持ち行動する主役となるよう、取組や連携を推進していきます。

基本目標2についてです。「健康にいきいきと自立した日常生活を送れる」としております。市民が個別の状況に応じ、いきいきとした日常生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりなどに向けた取組を進めていきます。また、一人ひとりがそれぞれの強みを生かし、国際生活機能分類（ICF）による生活機能の維持または向上を促し、自立した日常生活を送るための専門的な支援の提供ができる体制を整備いたします。

基本目標3です。「憩える、参加できる、活躍できる」としております。一人ひとりが地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。地域社会で多様な形態の参加、活躍ができるとともに、年齢や属性にかかわらず、就職を目指すことができるよう支援し、誰もが地域社会を支える担い手として活躍できる地域づくりを目指します。

基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」です。全ての市民がお互いを理解し尊重し合える意識を醸成するとともに、虐待防止や権利擁護に努め、支援が必要な人を早期発見し適切な支援へとつなげて

	<p>いきます。</p> <p>基本目標5について「情報を活かして、安全・安心に暮らせる」としております。ICT（情報通信技術）を活用するなどし、分かりやすい情報を迅速に発信し、その情報が活かされる体制整備を推進します。災害発生などの緊急時には、市と関係機関が適性に情報を共有・活用し、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。</p> <p>基本目標6についてです。もともと基本目標6は先ほど申し上げましたように「持続可能な社会保障制度を推進する」としておりましたが、審議会で「制度を推進する」という言い回しがしっくりこないというご意見をいただき、事務局で検討しました結果、「持続可能な社会保障を推進する」にしたいと存じます。社会保障について、今必要とする人が利用できることはもとより、将来必要とする人も継続的に利用できるよう、行政だけでなく市民や関係機関の皆様が、それぞれの立場で持続可能に配慮し推進していくという意味を込めております。</p> <p>以上です。ご意見、よろしくお願いいいたします。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について、今回新たに付け加えた文言等を含めて、リード文に限定して、リード文に限ってご説明をしていただきました。</p> <p>本日は、事前に3人の方からご意見をいただいております。そこからまず少しご意見を伺っていくということから始めてみたいと思います。その間、皆様方、ご意見、ご質問があれば、ご議論いただきたいと思っております。</p> <p>そうしましたら、この資料の順番にしたがって、青木委員からお願いいたします。今の理念・基本目標に関わる項目だけで結構でございます。</p>
青木委員	<p>質問は、議題2に関する質問ですけど、よろしいですか。</p>
津止会長	<p>失礼しました。議題の2に関わるようなテーマですね。</p> <p>では塩見委員のご意見が、議題1に関わるものですか。</p>
塩見委員	<p>はい。そうです。最初に読んで、簡単に言葉もやさしくできていますし、内容もよく分かりやすい状況でしたので、理解できたということで意見を書かせていただきましたけど、私も前回の第1回目の分科会で、6つ目の項目については、「制度」が少し馴染みにくいということでご意見申し上げたところでしたが、今回変えていただいたということで、よかったなと思っています。以上です。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。分かりやすく記載されているという、そういうご意見でございます。</p> <p>ほかの皆さん方、いかがでしょうか。この議題1に関わってのご意</p>

	<p>見を承ればありがたいなと思いますけども。 よろしいですか。 そうしましたら、この件については後になっても構いませんので、次の議題の意見交換の中でも、振り返ってみて気になったことがあればご意見をいただくということで対応させていただきませんか。 はい。ありがとうございました。 それでは続きまして、議題の2の「地域福祉計画（第4次）、社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）骨子案」についての意見交換に移りたいと思います。 事務局から、ご説明、ご報告をお願いいたします。</p>
事務局（長野）	<p>よろしくをお願いいたします。 皆様のお手元に資料2-1と、後に説明させていただきますが2-2と、あと各委員からいただきました当日資料、スケジュールについてもお示しをしていますので、これらについて説明をさせていただきます。 まず、今回皆様に資料2-1でお示しをいたしますのが、「茨木市地域福祉計画（第4次）」と、「茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）」の骨子案ということになります。 今回、青木委員が初めて入ってくださっていることもございますので、改めて今年度のスケジュールにつきまして、今日の当日資料でA4サイズの横向き「スケジュールについて」ということで、お示しをしておりますので、そちらをまず、振り返りも含めまして説明をさせていただきます。 今年度につきましては、この計画を6年ぶりに全体で見直すということになっておりますので、例年よりも分科会の開催を増やして、各分科会ともそれぞれ共通案件など挙げながら策定をめざしていく年度になっております。 スケジュールにつきましては、未定のところもございますけれども、今の時点でどのように各分科会が動いているか、また今後どのように進めるかということについて、簡単にお示しをさせていただいているものです。 上から、審議会、地域福祉・障害・高齢・健康分野の各分科会とそれぞれございまして、こちらの地域福祉分科会につきまして、先日6月23日に第1回を行いました。本日8月22日が第2回、この後、また改めて通知させていただきますが、第3回が10月19日に、第4回を11月24日に第4回に予定しております。本日お示しする骨子案を10月で文章化し、素案としてお出しをすることを考えております。11月になりましたら、さらに皆様からいただいた意見を踏ま</p>

えて計画（案）ということにしまして、12月に審議会で各分野まとめてあげていくというところをめざして作業を進めていくことを考えております。

12月22日の審議会につきましては、各分科会から代表の委員6名ずつに集まっただき開催しておりまして、その後パブリックコメントを実施して市民の方からも広く意見を伺い、3月の末の審議会で最後の計画の確定を行う予定としております。

この地域福祉推進分科会につきましては、この8月の後、残り2回の中で、今の計画を実際に案としてまとめていくということを委員の皆様からご意見を伺いながら作っていきたくと考えております。

また、先ほど議題1でお示しをしましたように、以前、審議会として全体での議論を行う代わりに、各分野で共通案件として、基本目標の話を見せていただきました。次の10月の素案をお示しする頃には、総合保健福祉計画部分の素案も各分科会でお示しをして、各分科会で意見をお聞きしようと考えております。

10月になりますと、一気にボリュームが多くなりますけれども、まず、そこに向けて作っていく骨子案ということで、本日は主に項目の頭出しを中心に資料としてはお示しをしております。この段階でお気づきの点であったり、もっとこういう点を入れてはということがございましたら、ご意見をお願いできたらと思っております。

資料2-1に戻りまして、2-1の説明をこれから順次させていただきます。今、お話をさせていただきましたとおり、本日は骨子案ということで、主に項目を中心に、このような流れで作っていく予定だということをお示しさせていただきます。次回に向けて、これを具体的に文章化していくということを予定しております。

本日も3名の委員の方から事前にご意見をいただき、ありがとうございます。本日の説明の中で、委員からいただいた意見に触れながら説明したいと思っております。いつものとおり、私からまず市の全体的な部分についての説明をした後に、オブザーバーとして来ていただいております社会福祉協議会の福永課長から、社協部分についての説明をしたいと考えております。

まず、資料2-1、3ページからは、「前計画の評価と課題」を載せております。

こちらは、前回の1回目の分科会の際に、各取組についての評価・課題ということでまとめたものをお示したところでして、それを基本的には転記しているものになります。これを次回の素案に向けては、もう少し取組ごと評価に落とし込みたいと思っております。

この度、青木委員からも、コロナ禍を踏まえた活動の状況であると

か、もう少し取組に落とした評価課題を具体的にまとめたほうがいいのではというご意見をいただいておりますが、まさにその作業を次回の素案作成に向けてしたいと考えております。今載せておりますのは、主に総括の部分になってきますので、数字的なものは少しここには載せてはいますけれども、各現計画の取組ごとに落とした評価ということでお示しをしたいと考えております。内容としましては前回の分科会でお示した内容と、ほぼ変えていないような状況です。

基本目標ごとに順番に市・社協それぞれの取組についてまとめております。4ページを見ていただきますと、基本目標2で、生活困窮者の自立支援事業に関連するところを載せております。こちらは塩見委員から事前に、前計画の評価と課題というところでご意見を頂戴しておりまして、全体的なご指摘としましては、やはり達成目標のあり方、地域福祉が進んだところが分かるような指標設定ということで考えていく必要があるのではということ、市の取組、社協の取組ともにご意見をいただいているところです。特にこの地域福祉計画関係につきましては、国や府から具体的な数値設定が求められているものがあまりありませんので、それぞれでその計画ごとに指標を考えて示しているというところがございます。今回特に、前計画で示した表の指標でいいのかどうかについては、改めて検討した上で素案に反映させていきたいと考えております。

その中で、国・府が示している数少ない指標の中に、生活困窮者自立支援事業の数値がございまして、委員からも非常に分かりにくいというご指摘をいただいているところです。人口規模が違う中で、どのくらい新規の相談の受付を想定するのかであるとか、受けた方についてのプラン作成あるいは就労支援ということにどうつなげるかということについては、国がその人口の状況によって達成目標の数値を出している状況です。今、4ページにあります達成目標につきましても、計画をお示した当初から指標が見直されていっている状況でして、今ここにある数字も、令和5年度の見直しでさらに変更したということで、計画冊子に載せる際には、この目標も更新する必要があるかもしれないと考えているところではあります。これに関しては確かに分かりにくいところですので、お示しの仕方に工夫が必要かと思いますが、国全般で統一した基準ということで数少ない指標にはなっておりますので、今回も必要だろうと考えております。ただ、注釈であるとか、その書きぶりにつきましては工夫が必要だとも考えております。

ほかの分につきましては、前回お示したものをそのまま一旦引用しておりますので、もしご意見ありましたら、後ほどいただければと思います。次に骨子案に移らせていただきます。

8ページをご覧ください。

計画の構成としまして、第1節として前計画の評価・課題を示した後、第2節として計画の本題に入っていくという構成を考えております。

こちらでは、今回頭出しということで、主に項目を箇条書きしているような形です。この箇条書きしたものを次回素案でお示しする際に、文章にしたもので改めてお示しをしたいと考えておりますので、ここではまず地域福祉計画策定の趣旨と、地域福祉活動計画策定の趣旨・推進体制ということで、それぞれ記載をする予定にしております。

現計画につきましても、同じようにそれぞれの策定の趣旨は記載しておりまして、特に市につきましても、国が示す計画の位置づけというところの関連性、また、ほかの計画との関連性ということにつきましても個々に記載をする予定にしております。国では地域福祉計画を上位計画として位置づけるということを社会福祉法上、位置付けられておりますけれども、本市ではこの上位計画を総合保健福祉計画部分に置いております。ただ、地域福祉計画としては、ほかの分野全般に大きく関わる内容であるということから、前回からほかの計画に横串を通す考え方として策定をするようにしておりまして、今回も同様をしたいと考えております。

併せて、中間見直しを3年前に行った際に、再犯防止推進計画をこの計画の中で、更生保護の取組の部分を含めたということがございました。今度、次の計画につきましても、再犯防止推進計画につきましても引き続き含めるとともに、成年後見制度の利用促進計画、これは前回の分科会でお示しをした内容になりますが、こちらにも新たに含めたいと思っております。

また、大阪府の作成している地域福祉支援計画の内容も踏まえて記載する旨も、この部分に入れたいと考えております。

社協の地域福祉活動計画部分につきましても、取組の柱立てそのものは大きく変えませんが、地域福祉推進の中核的な役割を担うというその位置づけの中で、具体的な各地域での活動についての推進というところでの役割を担うような内容と、従来からの3本柱として挙げておられます地域支援とボランティアセンターの機能充実、権利擁護支援。権利擁護支援につきましても、また後ほどお話をさせていただきますが、これらの充実についても記載する予定にしております。

併せて、今、包括的支援体制ということで進めている中で、地域共生社会の実現に向けて社協との連携という点では、ここへの積極的な参画ということで挙げていただくのと、この計画は、この分科会の中では社協というのはオブザーバーで参加をいただいております。社協

の中ではまた理事会、評議員会、地区福祉委員会それぞれで、この計画についての共有がなされる予定にしておりますので、この辺りが推進体制としての記載となります。

今回のこの2つの計画を一体的に策定していくということについて、昨年の分科会でも確認しながら進めてきているところです。その策定の意義につきましては、引き続き、必ず全体を同じ方向に向けて、地域福祉を協力しながら進めていく、より連携して効率的・効果的に推進を図るために一体的に策定するという趣旨は変えず、今回も一体的な策定として進めたいと考えております。

9ページからは、各基本目標、先にお話をさせていただきました、一部変更を加えた基本目標もごございます。その中で改めて施策取組をどのような構成をしていくかということの骨子を載せております。併せて資料2-2、A3サイズで見開きの資料がごございます。小さくて見づらいところもありまして恐縮ですが、この2-2の趣旨としましては、左側が現行の計画、地域福祉計画（第3次）と地域福祉活動計画（第2次）について、それぞれの基本目標ごとの施策・取組について書いております。右側が今回お示しをしております骨子案に挙げている第4次・第3次それぞれの基本目標と取組と、赤字として示しているところが今回変更をしているところになります。

これが資料2-1では、白黒になってしまっていますが、下線を引いているところが今回の資料2-2でいう、赤字にしたところというところになっております。これからの説明につきまして、全ての項目を順番に説明するとかなり時間がかかってしまいますので、ベースとしては6年前の計画が基本形ということになるかと思っております。地域福祉分野については大きくその方向性を変えるというところよりも、継続して進めていく必要があるというところを中心になると思っておりますので、大きく、その施策や取組そのものを変更するところは全体の割合としては少ないと思っております。継続した取組が必要としておりますが、この6年間、様々な法改正や取組の中での課題を踏まえたものであるとか、変更を加える必要があるところについて挙げておりますので、そういった部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

また、一旦、私から資料説明をして、その後、福永課長から、社協の取組について説明いただきますので、まずは主に変更したところを順番に見ていきたいと思っております。11ページをご覧ください。

こちらが基本目標1「お互いにつながり支え合える」の中の更生保護の推進について記載を予定しているところでありまして、前回の中間見直しの際から、茨木市再犯防止推進計画と、この方向を位置づけ

るということについては変わりはありません。主な取組としまして、更生保護サポートセンターの設置、これも変えず、「社会を明るくする運動」の推進も継続で、3つ目の保護観察対象者に対する就労支援というのは、少し言い方を変えています。前は「保護観察対象者に対する就労の場の提供」ということで場の提供を中心に書いていましたが、この間、市のスマイルオフィス事業の取組の中で保護観察対象者の方を市で一定期間雇用する機会を設ける取組は行ってきました。ただやはりそれだけではなかなか就労支援も進まないのと、非常に利用される条件が限られているような状況もありますので、様々な連携を絞って、協力雇用主会や、雇用主との連携をもって就労支援を進めるといふ趣旨で、「保護観察対象者に対する就労支援」という言い方に変えております。

併せて、新たに追加する項目としましては、5番目に「矯正施設との連携」を挙げております。前計画が策定されてから「矯正施設所在自治体会議」が全国的に立ち上げられたことがありまして、これは矯正施設がある自治体で定期的に集まって情報共有や研修をやるという会の趣旨でございます。市内では浪速少年院が矯正施設でございます。ちょうど今年で創立100周年を迎えられたところではありますが、少年院ということで本市ではずっと矯正施設があるということもありますので、こちらの連携というのは、今まで計画に記載をしておりますでしたが、やはりこういった会議が立ち上げられたことや、そこの連携の中で実際に社会を明るくするものであること、更生後の各団体との連携というのもございますので、この機会に新たに追加をしたいということを考えております。

続いて12ページに行きますと、「健康にいきいきと自立した日常生活を送れる」と、記載しております。今回、「日常」という言葉を基本目標上、追加をいたしました。これまでは生活困窮者に関する取組もここに書いておりました。地域づくりというところ、生活困窮者の方の参加支援というところについての記載を基本目標2にこれまでしてはいたしましたが、これは趣旨的に今回、基本目標3の「憩える、参加できる、活躍できる」というほうに移すことを今回考えておまして、その項目そのものを基本目標3の施策の3番目として、14ページに「生活困窮者支援を通じた地域関係づくり」ということで新たに追加をしております。

特に生活困窮者の支援におきましては、まず日常生活を送れるようにということもそうですが、伴走型の支援の中でいずれ支援をする側に回れるようにということは、当初から言われていたところですので、この辺りは趣旨的に今回、基本目標3に移すということで、取組その

ものは大きく変えない構成にしております。

今回新たに追加した部分を含めて最も変更を加えていますのが、基本目標4、15ページからになります。「一人ひとりの権利が尊重される」ということで、前回の分科会の中でも説明をさせていただきました成年後見制度利用促進計画を、この基本目標4の取組の中に包含して位置づけるということを考えております。

これまでは市民後見人の取組であるとか、限定された取組になっておりましたが、国の動きで今求められていますのが15ページ、市の取組で①②に挙げている内容です。1つは権利擁護支援の地域ネットワークづくりということで、権利擁護に係る様々な機関のネットワークづくりということが求められているということ。2つ目としまして、中核機関という相談支援を含めて様々な総合的な相談に応じるという機関として中核機関の整備というのが今回新たに挙がっておりますので、これは国や府の計画の内容に則って市でも記載を考えております。

これにつきましては、塩見委員からご意見を頂戴しております。特にこの中核機関の整備というところで、社会福祉協議会で設置を今進めようとしておられます（仮称）権利擁護センターとの役割分担について、現時点で分かる範囲で教えてください、というご意見を頂戴しております。

まだ今の時点で具体的にこういう役割分担でいきますということがお示しできるものではないですが、社協で権利擁護センターということを含めて今後展開されていく中では、国から求められています、中核機関の各機能について、連携して取り組んでいく方向性で取り組むことになるかと思っておりますので、具体的なその役割分担を計画の中に記載できるのは、今の段階では分からないところもありますが、素案に向けて社会福祉協議会とも整理をした上で、同じ項目の中で取組が書けるようにしたいと考えております。

この中核機関の中では広報機能ということもあげられていまして、境田委員からは、この制度の周知についてのご意見をご指摘いただいているところではあります。

特に民生委員が日々活動をいただいている、あるいは地区福祉委員がそれぞれ地域で活動をいただいている中で、この成年後見制度の周知啓発ということについては取組ができる部分もあるのではないかとご提案だと思っております。特に、成年後見制度が必要な方への周知であるとか、確かに地域の方々との連携の中で、制度につなげていく、あるいは相談につなげていくということが必要かと思っておりますので、この辺り、広報のあり方につきましても、この中で記載ができるところはないか検討できたらと考えております。

	<p>社協の分につきましては、また後ほど福永課長から補足で説明をいただけたらと思いますので、そのほか市長申立による成年後見審判について、必要性の検討をしながら権利擁護の取組として行っているということ、15ページの一番下のところに記載しております。これは従前の取組を改めて位置づけをしたものです。</p> <p>次の16ページにつきましても、成年後見制度利用支援事業及び報酬助成事業ということで成年後見の申立てが必要であるにもかかわらず、その費用の負担が困難な場合について、従前から、その費用の一部を助成するというをやっておりますので、その記載をしております。</p> <p>最後、施策(3)の担い手の部分につきましては、「担い手育成・活動の推進」というところにつきましては、市民後見人の養成ということで、こちらも従前からやっているものを引き続き挙げております。</p> <p>次に、基本方針5のところに行きますと、「情報を活かして安全・安心に暮らせる」ということで、こちらにつきましては、市の取組で書いておりますのが、17ページの下半分、施策(2)災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実です。</p> <p>取組としましては、18ページに個別避難計画作成の推進を新たに挙げております。こちらも災害対策基本法の改正の関係で、現在、市で整備をしております避難行動要支援者名簿の対象の方への個別の避難計画を立てるようということに努力義務とされているところです。これは行政計画ではなく個別計画ということになりますので、名簿に載っておられる方それぞれが、どのように避難をして、どなたと連絡を取りながら、避難にはどういうことに配慮が必要かということを個別で作っていくものになっております。この推進につきましても今求められているところで、どのように進めるかということについては、この計画の中にも位置づけて進めていきたいと考えております。</p> <p>最後、基本目標6、19ページの「持続可能な社会保障を推進する」。「制度」という言葉を抜いてというお話は先ほどのお話のとおりです。ここには、生活保護制度と各事業者への指導監査の項目を引き続き入れたいと考えております。</p> <p>少し長くなりましたが、市の取組につきまして、主に変更したところは以上でございます。次に、社協から変更を加えられたところの説明をいただきます。</p>
<p>オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、9ページの基本目標1から説明させていただきます。</p> <p>事前に青木委員、塩見委員よりご質問をいただいていたところも含めて説明をさせていただきますので、ページが飛ぶことがありますけ</p>

ども、よろしく申し上げます。

まず、施策（１）見守り体制・つなぎ機能の強化では、中央部分に社会福祉協議会の取組を書かせていただいております。

青木委員より、この②として、地域のコミュニティワーカーを増やし、活動体制の整備強化を図るために、各地区保健福祉センターにワーカーを常駐できるようにというご意見がございました。こちらにつきましては、２年前、東保健福祉センターができた際、そこで常駐を基本として実施していましたが、地域とセンターとの連携をうまく進めることができず、現在４か所の保健福祉センターの各センター主催の会議にコミュニティワーカーが参加しながら、地域の地区福祉委員会、ボランティアセンターなどと、社協の機能の橋渡しをしております。常駐してセンターと協働するのであれば、保健福祉センターの中で、社協をはじめとした関係機関との協働方法についてももう少しどういう機能を持たせるのか整理する必要があると思いますし、今後、重層的支援体制整備事業の基本となる相談支援、参加支援、地域づくりを進めるのであれば、その中心となる保健福祉センターのあり方や役割が問われていくものと考えておりますので、追加で記載するかは検討させていただきたいと思っております。

続きまして、１０ページの上段にあります施策２の、地域福祉活動の推進の社協の取組ということで、①地区福祉委員会活動の推進のところ、地域福祉を推進する役割を果たすための重要な組織として地区福祉委員会と、その活動がございました。次期計画でも、地域の策定に至っていない地区に関しては、地区行動計画の策定と推進を挙げました。地区の様々な活動を展開するに当たり、振り返ることや今後の方向性を考えること、その上で計画的に活動を進めていく必要性を伝え、計画策定済みの地区に関しましては、現計画に基づき、振り返りを行いつつ進めてまいりたいと考えております。

こちら、地区福祉委員会の活動の推進のところ、アンケートでも、運動する機会が少ない、健康への意識が高いという結果などを踏まえまして、地区福祉委員の活動をこういったニーズに合わせて改善することや、コロナ禍の中でも創意工夫するなどした経験や実績を踏まえて、現活動を新しい視点で展開する力も備わっていると思いますので、改めて現活動を振り返り、今後も地域の実情に合わせて、どう活動を進めていくかを提案してまいりたいと思っております。

そのほか、ほかの地区の取組を共有する機会というのも、これまで少なかったと思いますので、そうした機会も積極的に設けながら、地区全体の活動をより活性化できればと考えております。

次に②の地域福祉推進のための寄附等への理解促進と有効活用とい

うところでは、募金活動の創意工夫と書かせていただいております。用途を分かりやすく見える化することで、会員制度や募金活動が地域住民にとって身近な助け合いの活動であることを積極的にPRさせていただき、社協活動や地区福祉委員会活動の理解促進を図りたいと考えております。

続きまして、青木委員から質問表で、基本目標3、施策(3)生活困窮者支援を通じた地域関係づくりの②に関して地区保健福祉センターと地区福祉委員会との連携強化、交流促進を追加すべきという意見もいただいております。10ページ中央です。この部分については、中央保健福祉センターや東保健福祉センターで民生委員や福祉委員に対して、福祉や支援体制を意識したセンター見学なども兼ねた様々な研修会を実施してきました。この辺り、基本目標1「お互いにつながり助け合える」の施策の(2)の①の地区福祉委員会の活動推進の部分で示していければと考えております。

そのほか、青木委員より基本目標1、施策(2)住民主体の活動を推進するため地域のニーズを把握し、住民参加と当事者組織化を図る、を追加してはどうかというご意見があります。住民主体や地域ニーズ把握というのは社協活動の基本的な姿勢であると思いますので、計画の中で触れていくものと考えています。また、住民参加、当事者組織化については、福祉委員会でも人材の不足が課題となっていますので、こちら基本目標3、13ページになりますが、施策(1)の地域福祉活動の担い手づくりの中で触れられるよう検討させていただきたいと考えております。

ページが前後して申し訳ありません。続きまして、10ページが一番下です。施策(3)の民生委員・児童委員活動の推進で、民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進という点では、地域の相談窓口であります民生委員・児童委員の役割や活動内容について、社協で実施する車椅子貸出事業や生活福祉資金貸付事業などを通じて、広く活動の周知を図り、地域住民が抱える課題について早い段階から関わることで身近で気軽に相談できる関係づくりや地域づくりにつなげられると考えています。また、そうした生活上の困り事のある方々と民生委員・児童委員とのつながりが、民生委員・児童委員の皆さんが地域の相談窓口であることの周知になり、また地域住民の必要とする情報を民生委員・児童委員と共有することで、地域の支え合い体制の推進をしてみたいと思っております。

続きまして、12ページ、こちら基本目標2「健康にいきいきと自立した日常生活を送れる」の施策(1)生活困窮者自立支援事業との連携についてです。福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、善意

銀行、ボランティアセンターなど、社協が実施する事業を活用しながら自立に向けた支援を実施しています。生活困窮者自立支援事業の相談者やメンタルダウンをされた方へ、ボランティアによる支援等を案内し、就労や社会復帰のステップの1つにするなど、今後も指導連携をしてまいりたいと考えております。

続きまして、13ページ、基本目標3「憩える 参加できる 活躍できる」ところで、主な取組について、地域福祉活動の担い手づくりという項目がございます。

青木委員から、地域ボランティアコーディネーターの育成も必要だという意見をいただいております。この部分に関しましても、現在、市と重層的支援体制整備事業の一環で、プレ事業の中でそういった機能を持たせようと参加支援コーディネーターの取組を実施していますので、計画にどう反映させていくのかということも協議をしていきたいと考えております。

また、そのほか青木委員より②の項目で、ボランティア活動の情報発信と周知方法の工夫の部分について、地域ボランティアグループやNPO団体の育成支援の強化、特に自治会など、活かしきれていない団体の地域への取組の強化ではどうかというご意見もいただいております。

地域活動の活性化のためには、地区福祉委員会だけでは困難でありまして、NPOやその他各種団体との連携が不可欠になってくると思いますし、特に自治会離れが進む中で、そういった地域の取組が重要と思われる。そうした支援体制づくりについては社協だけでは困難でありますし、地域共生社会や包括的支援体制、重層的支援体制と言われているように、こちらも市の関係機関などとの協力も必要になってきますので、素案の中でどういうふうに示していくかというのは検討をさせていただきたいと考えております。

続きまして、13ページ、②ボランティア活動の周知啓発、こちらにボランティア活動の情報発信と周知方法の工夫とさせていただいています。こちらはアンケートで、ボランティア活動に参加したことがないという理由で、参加の方法が分からないという方が4人に1人、24.5%の割合で、参加はしたいけれども、その方法が分からないという声が多かったため、個々のやりたい活動や地域活動につながるように情報発信や活動の周知方法が必要だということで、追加で入れさせていただいております。

続きまして、13ページの下、施策(2)地域の交流・活動拠点の推進のところですが、社協の取組は14ページに書かせていただいております。14ページ上段の①ぷらっとホーム事業の推進、地域ごと

の実情に合わせた拠点づくりの推進と書かせていただいております。今年度、全地区福祉委員会に対して、改めてぷらっとホーム事業についてヒアリングを進めております。実施している地域には、その課題であったり、こんないいことがあったなど、地域の効果を含めお聞きし、また実施していない地域に関しましても、実施したいができていない理由であったり、必要がない、できない理由など、一旦全てお聞きし、整理しているところでございます。

塩見委員から、計画の達成目標に関するご意見がございましたが、全33地区にぷらっとホームが本当に必要なのかという点につきましても、本来ぷらっとホームは地域住民の生きがいつくりや社会参加のきっかけ、見守り体制づくりなど、地域に必要とされる拠点となることが大切であります。地域によっては似たような資源があるとも聞いております。全地区に本当に必要なのか、また改めて設置数を目標とするのか。それらを含めて検討し、次回の素案で示せるようにさせていただきたいと考えております。

また、青木委員から、施策（2）②地域拠点活動の推進に、活動拠点のバリアフリー化の追加を挙げていただいておりますが、ぷらっとホームに関して言うならば、一定の補助金内で整備しなければいけない現状というのがありますので、現在、地区でヒアリングを行っている中で、そもそも拠点の整備の予算が足りないという声も上がっております。バリアフリーについてどう載せるかどうかというところも、検討をさせていただき、計画の中でどのように表記するかというのも考えてまいりたいと思っております。

施策（2）②地域拠点活動の推進ということで、14ページの上です。②のボランティアの自発性・先駆性を活かした様々な地域拠点での活動の推進を計画させていただいております。こちら、現在ボランティアセンターで地域の拠点を活用して‘ボラかふえ’と銘打ちまして、ボランティアのやりたいことやできることを発揮してもらえる場、ボランティアでつくる誰もが集う場所としての参加活動の場ができてつあります。こうした活動が身近なボランティアや地域の活動の場となって、市民のアンケートにも、交流がない、ボランティア参加の機会がないという方がストレスを感じているというアンケート結果も出ておりましたので、そういったことも踏まえて推進をしていこうと考えております。

続きまして、施策（3）の生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり、社協の取り組みは14ページの一番下になっております。生活困窮者を支援する体制づくりということで、社協事業であります日常生活自立支援事業の利用者や、生活困窮者自立支援事業の相談者、包含

サービスでは解決できない生活課題をボランティアによる支援等々して就労や社会復帰のステップを促しております。また今後もこういったことを進めていきたいと考えております。

また、コロナ貸付償還に関する被貸付者へのフォローアップを実施しておりますので、年度申請や償還猶予手続などを紹介し手続の支援等を行うなど、市の生活困窮者自立支援事業とも連携し支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、15ページの基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」ところです。塩見委員からのご質問で、(仮称)権利擁護センターの内容について、とありました。社協が準備を進めています(仮称)権利擁護センター機能等を、先ほど市からも話がありましたが、市とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

成年後見制度利用促進事業の第2期計画を推進するという国の大きな流れの中で、茨木市も今回、この地域福祉計画に成年後見利用促進計画を盛り込んでいます。社協といたしましても、権利擁護の相談窓口や機関へ専門職とのネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。その中では専門職等とのつながり等もごございますし、そういったところも今後どのように役割を持たせていくのかということとは市とも協議をいたしまして、10月の素案の中でお示しできればと考えております。

続きまして、17ページ、基本目標5のところでは、中央の施策(1)情報提供の充実ということで、社協の取組の①広報の充実とさせていただいております。アンケート調査でも分かるように、社協事業全般の認知度が低く、必要な人に必要な情報が十分に行き渡っていない中、ホームページやSNS、広報紙等を積極的に活用して、社協や地域におきましても困り事をつなぎや相談機能というものがあるということ、またボランティアに参加するきっかけとなる機能があるということなども広く市民に周知することが必要と考えております。

また、社協の70周年に公募したマスコットキャラクターがございます。こういったものも活用して、皆さんが一目見て印象に残る周知活動も併せ実施しようと考え、追加でマスコットキャラクターのことを書かせていただいております。

次に18ページです。こちらは施策(2)の災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実という中での社協の取組で、災害ボランティアセンターの周知啓発を挙げさせていただいております。平時の活動として、災害ボランティアセンターの設置、運営シミュレーションの定期的な開催、大規模なもの小規模なもの、サテライト訓練など例えを変えて実施をします。併せて、災害時にも協働できる専

	<p>門機関等とのネットワークづくり、協働型の災害ボランティアセンターの運営というところで進めてまいりたいと考えております。</p> <p>青木委員より、災害時の地域見守り体制の整備と事業所機能等との連携強化を追加すればというご意見もありました。これについては、災害時に協働できるネットワークづくりに関する事だと考えておりますので、その辺りでお示しするのかというところも踏まえ盛り込んでいきたいと考えております</p> <p>ほか、災害ボランティアセンターの機能、役割というのがアンケート結果で分かるように周知されていないというところでもあります。今後は災害ボランティアセンターの啓発用パンフレットを作成し、また多機関協働への研修会などを積極的に実施し、周知啓発を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>基本目標6「持続可能な社会保障を推進する」というところで、社協の取組を真ん中に書かせていただいております。生活保護制度との連携ということで、被保護世帯に対して生活福祉資金の貸付や日常生活支援事業の支援を、市の生活保護担当との連携を通じて行います。判断能力の困難さのために安全に生活が送れない人に対して、相談援助や金銭管理サービスを支援し、その人の尊厳が保たれる生活の維持・向上に努めてまいります。実際に、日常生活自立支援事業を利用することで、生活保護を終了し、自立したケースもございます。</p> <p>長くなりましたけれども、以上で今回の説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回のこの原案の記載がありますけれども、骨子とは言っても、項目だけ並べて説明を聞いても、理解するのに少し時間が必要なのかなと思いました。</p> <p>もう既にご意見をいただいている3名の皆様も含めて、重要項目だけでいいのか。あるいは、これは本当に必要なのかいうところのご意見があらうかと思しますので、皆さんのご意見から、お時間を少し取ってみたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>既に質問をされている方々、ご質問に対して十分な答えになっていますか。あるいは違った回答になったのかというところでのご意見でも結構でございますので、いかがでしょうか。</p> <p>市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画、それぞれを基本目標ごとに、それぞれに聞いたほうがよかったのかなという気もしましたが、この資料が多いかもしれませんね。</p> <p>有明委員、よろしく申し上げます。</p>
有明委員	市民委員の有明です。民生委員をしております。よろしくお願ひし

	<p>ます。</p> <p>とても細かいところですが、基本目標2の「健康にいきいきと自立した日常生活を送れる」の中に①から⑥がありまして、④の子どもの学習支援事業の推進というのが、資料の2-1と、それから2-2のA3の大きい表と多分対応しているのだと思いますけれども、2-1は12ページ、資料の2-2は右半分の上から3分の1ぐらいのところの基本目標2というのがあって、④で子どもの学習支援事業の推進という表が書かれていると思いますけれども、私たちの子どもの課題としては、学習というよりも生活支援、いろんな日常生活の技術的なことであるとか、いろいろつながりであるとか、そういった支えをしてやりたいということを考えて、いろんな地域の事業とかをやっているんで、学習支援だけだと、ちょっと不十分な感じがします。12ページにちょうどその説明として、生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業の実施となっているので、④のタイトルにも学習の間に生活を入れていただいて、「学習・生活支援事業」が、福祉の目標としては馴染めるかなという気がしましたので、検討していただければと思っています。</p>
津止会長	<p>前回の議事録を読ませていただきますと、子ども分野への計画の体制みたいなことが随分議論になったところですが、お答えできますか。お願いいたします。</p>
事務局(長野)	<p>ありがとうございます。</p> <p>現計画では、確かに子どもの学習支援もありますが、事業としては「学習・生活支援事業」となっております。生活支援も含めた事業ということでありますので、この機会に、この本文につきましても、また文章は次の素案で書きますけれども、「学習・生活支援事業の推進」ということで書けたらと思っております。</p>
有明委員	<p>ありがとうございます。</p>
津止会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>青木委員、どうぞ。</p>
青木委員	<p>一番全体的総括的なところですけど、この前期の委員会で、エリア構想という、地区福祉委員会は33区ありますけど、そこが中央に集まって会議や連絡調整というのが、社協でもなかなか数が多いから、伝達式になってしまっていて、なかなか地域のニーズとか問題が議論で取り上げにくいというところがあったのではないかなと思います。今回の計画は、5圏域を設けて、そこで市レベルと地域レベルの中間点の集約や議論、活動の拠点なりを目的に、今回の地域福祉計画や活動計画が、そういう特徴を持っているんだと一応思いますが、エリア議論がありましたよね。圏域が5か所できたことによって、どうい</p>

	<p>点が進んだかというのを社協もおっしゃっていましたが、例えば地域の地区福祉委員会レベルから中間エリアの保健福祉センターレベルで活動の会議ができたとか、地区福祉委員会の委員長会議がエリアごとに開けたとか、そういうところで、より住民に近い地域に根づいた保健福祉活動を展開するために、このセンターができていると思いますが、その辺りの相談や活動などの実績をセンターごとにまとめていただけたらと思っています。それが見えてこない、保健福祉センターをつくった意味が何だったんだろうかなという気持ちがちょっとしています。</p> <p>この間コロナもありましたし、センターにはいろんな問合せが来たと聞いていますので、やはり中央で電話がつかないときでも地域で対応もされたと思いますし、保健師さんの活動も、より地域と密着して展開されたと思いますので、市のセンターというよりは、地域活動の1つの拠点として、今後もこのセンターがどうあるべきかということを考えていくと、やはり活動の拠点としては社協のコミュニティワーカーを、常設していただきたいなと思っているわけです。社協の活動に伴って、ボランティアも研修するなり、当事者の組織化をするなり、一地区でできないことが、そのエリア内であれば、例えば、安威川の東部を全部まとめるだけでもかなり広いですけども、できたらそこにコミュニティカーを走らせて、そこへ行きたいときに車が、送迎がついていますよみたいなことができれば理想ですね。それに近いことが社協の活動でコミュニティカーシェアリングという事業に着手して、6地区で今やっていますので、参加できない人に車でお迎えに行き、また活動して送っていくということが実現しているので、これはすごいことだなと思っています。</p> <p>身近な地域で、やはり住民が主役になるという、この理念に基づいて、みんなが主役という、そういう理念に一步近づいているはずなので、その辺りはもう少し突っ込んでいきたいと思っています。以上です。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回の計画の議論に参加されていた青木委員ならではの感想だと思いますけど、前回の計画のポイントの1つが圏域構想という市内5つのブロックに分けて保健福祉センターを設置して、そこで取りまとめていくという、そういう意味では33地域と市域の中間域に5つの圏域を設定してやっていくというところの構想でしたけども、その構想に照らしての総括と方針みたいなものが見えてないのではないかとご意見ですね。次回の素案作りの中には、そういった点も含めて反映してほしいというご意見でしたので、ぜひ記録にとどめてほしい</p>

	<p>などと思います。</p> <p>この件で何か事務局からございますか。</p>
事務局(澤田)	<p>ありがとうございます。福祉総合相談課の澤田です。</p> <p>5圏域の構想というところで、今現在、東・南・西・それと中央と4つの圏域について、それぞれ地区保健福祉センターができております。また、北圏域につきましては、今どこにつくるべきかというところで検討をしているところでございます。</p> <p>おっしゃられましたように、それぞれの圏域のセンターには市の職員であったり、いわば協働機関として社協であったりCSWであったり、センターによっては障害者の相談支援事業所が入っていたり、あとはどこのセンターにも地域包括支援センターのスタッフが入っていたりというところで、多職種連携での仕事をするために、その圏域での会議を開いております。圏域での会議を開くことで横のつながりをつくりながら、それぞれ、圏域の1エリア、中学校区ごとで5圏域14エリアという形になっておまして、それぞれのエリアで、いろいろな事例であったりとか、そういったものを持ち寄ってそれぞれの圏域で話し合いをしていく。その中で、その事例の勉強であったりとか、横のつながりをもってやっていこうという形で考えておりますので、例えば会議を何回やったとか、どういった話があったとか、そういった部分については、またこちらの計画に、どのように載せていったらいいのかという部分について、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
津止会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>前回の計画と今回の計画をつなぐ結構大事な問題だと思いますので、ぜひ丁寧に議論を深めながら方向性を声明していくことが大事なのかなと思いました。</p> <p>ほかの皆さん、いかがでしょうか。玉置委員。</p>
玉置委員	<p>今の青木委員さんのご質問というかご発言と、それからあと私自身の関心から質問をさせていただきたいと思いますが、今、澤田課長から市の取組については報告がありましたけど、青木委員さんからのご質問の中で、社会福祉協議会に対してのご質問があったかと思えますけれども、コミュニティワーカーをこの5地区のブロック構想に際して、どのような形で対応させていく、あるいはそこでの校区活動とか、あるいはボランティア活動とかを、どうコーディネートしていくのかというのを、まずお聞かせいただければというのが1件です。</p> <p>それからもう1件は、前計画の目標5、6ページです。「安全・安心で必要な情報が活かされる」というところですけども、市の内容を</p>

見ますと、もちろん平成30年の大阪北部地震の課題で災害時の問題ですね。先日も台風がありましたけど、これは非常に大事なことだと思いますけれども、後にも絡んできますけれども、平常時の情報提供等については、どんな課題があって、それについてどう対応してきたのかということのご説明はないでしょうか。

同じく社会福祉協議会につきましても、ホームページやSNSなどタイムリーに情報を発信する管理体制を維持するためにボランティア等が要る。これは平常時の話でしょうか。平常時の情報提供、あるいはそれが住民のアクセスを向上させることによって非常時も信頼を得てアクセスがよくなると私は考えているので、やはり平常時の情報アクセスをどう考えているのかというのは非常に大事なところではないかなと思います。

それから同じく、骨子の話ですけれども、基本目標5「情報を活かして安全・安心に暮らせる」について、施策1で「情報提供の充実」について、「市民に周知を図り、必要な人に必要な情報が届くように」ということが趣旨として書かれていて、主な取組として、市で分かりやすい情報提供の仕組みづくりというところで、アンケート調査、福祉に関する施策や事業に関する情報の入手先を引用、恐らくこれ、窓口の認知度が低かったりとか、相談意向が低かったりというところで分かりやすく、きめ細やかな情報提供というところ、あるいは、その次の情報アクセシビリティの向上というところになってきているのだと思いますけれども、例えば今回、5つの地区福祉センターができましたけれども、そこと住民の距離というのは、どのようになっていますか。医療に例えますと、かかりつけのお医者さんがいて、紹介状を持って大きな病院に行くというような捉え方でアクセスしていくのか、それとも例えば8050だったりとか、あるいはダブルケアだったりとかという複数の問題を世帯が抱えていた場合、直でそこに行くことができるのか。どういうイメージなのか。

もし、直でアクセスする場合もあるとするならば、市民の人たちがその複雑な問題を抱えたときに、敷居の高さを感じずにセンターへ相談に行ける。あるいは、それを地域包括支援センターなり、あるいは民生委員さんなりが付き添ったり、あるいは何かの形で支援したりして、そこにつなげていく。どういう形でセンターに、一般の市民の人たちがつながっていきけるのか。その辺りのイメージのことも教えていただければ。もちろんそれが平常時に正常に機能することによって、非常時、特に今回は北圏域ですよ。台風でも高齢者等、避難指示が出ておりましたし、いざというときの問題ともそれは深く絡んでくる情報アクセスの問題じゃないかなと思いますので、その辺りの話をお

	聞かせいただければと思います。
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>5つの保健福祉センター、5圏域という、そういう方針でやってきたことは、社協活動にどう反映しているのか、影響したのかということと、それは今後の活動の総括に関わってくることでしょうけども、次期計画に展望を社協活動としては、どのように思いがあるということ、そのご意見だったと思いますけど、福永さん、いかがですか。</p>
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	<p>今の4か所の地区保健福祉センターに1人ずつ職員を配置しまして、先ほど澤田課長からもありましたけれども、エリア会議、また圏域会議という形で、会議に参加させていただいて、地域の状況や社協本体での事業の話など、現状を報告する会議には参加をさせていただいております。常駐という形ではなく、会議の際に顔を出すことが多く、青木委員からありましたけど、その場を使って社協の取組をするなど、まだまだ進んではいない状況でありまして、例えば東や、西では、地区保健福祉センターの啓発のイベント等で、社協の福祉教育的な視点での内容の出し物をするなど、そういった連携や取り組みはさせていただいております。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の中、参加支援については、プレで参加支援コーディネーターを置き、地域とつながりのない方であったり、そういった困り事を抱えた方々を地域で支えていくため、地域のサロンや、ふらっとホーム、そういった場につなげていく事業を南保健福祉センターで進めております。現在はプレで模擬的に社協が実施していますが、社協が事業を受託するか否かに関わらず、そういう関りを社協コミュニティワーカーが担っていかなければいけないなというところで、現在、プレ事業を社協内で振り返るという機会も持たせていただいております。</p> <p>次の計画の中で、青木委員がおっしゃったようにエリアごとの拠点がございますので、参加支援に関しましては、ボランティア活動をしたとか、何かやりたいという部分を例えばボランティア講座などで、そこで人づくりをしたり、そこで集まれる場所をつくっていったりというところでは、次の計画で盛り込んでいきたいと考えております。その一環で‘ボラかふえ’という形で、保健センターではない別の場所で実施させていただいております。そういった試みも、例えば保健福祉センターでそういう活動の場所があったり、ふらっと行ける場所が地域にあった、可能であればそういう活動もしていかなければいけないと考えております。</p> <p>また、災害時の情報提供や共有の件ですが、平常時について社協では災害ボランティアセンターのシミュレーション訓練を行っており、</p>

	<p>東保健福祉センターと中央の災害ボランティアセンターをオンラインで映像をつなぎ、災害ボランティアセンターの機能を知る機会、また災害時に困り事があったときにどう連携するかという研修会を実施するなど取組は行っております。</p> <p>あとは、今回の計画にも載せています災害ボランティアセンターの周知啓発というところでは、災害ボランティアセンターというのが、どういう機能であるのか。どういうことをしてもらえるのかというところを地域住民の方、民生委員や福祉委員さんなど地域住民を中心に集まる機会に積極的に啓発していくことで、実際に災害が起こったときにご連絡をいただいたり、連携できると考えております。</p> <p>今回は災害ボランティアセンターの周知啓発という形で、以前、前の計画は「設置」となっていましたが、「周知啓発」というところで、新しい計画の中では啓発を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この分科会の時間設定に大体90分程度の見通しを持ちながら議論を進めるということでありましたけど、少し延びますけども、委員の皆様方、お許しいただきたいなと思います。</p> <p>次回の素案づくりの中には、今の議論なども反映させたものが出てきたらうれしいなと思いますけども、事務局から少し補足ありますか。</p>
事務局(長野)	<p>先ほど、玉置委員からいただきました市の部分についてのお答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>今日の資料2-1の中の6ページに触れてくださっていたと思います。前計画の基本目標5の「安全・安心に必要な情報が活かされる」ということで、これにつきましては先ほどもお話をさせていただきましたように、素案のときにはもう少し取組を落とし込んで、詳しく記載ができたところではありますけれども、先ほど特に平常時の名簿情報の共有の状況ということであったかと思えます。現行につきましては、これまでは主に民生委員・児童委員さんに各ご担当の地区で避難行動要支援者名簿に挙がっておられる方の名簿をお渡ししてきたという状況がございます。この6ページの中でも少し書いております、その個別避難計画の関係も含めてですが、今後、平常時の情報提供につきましては、個人情報保護法の関係もございまして、ご本人の同意が必要になっている中で、この令和5年3月に実施した意向調査で、平常時に民生委員さんも含めた関係機関と、その情報を共有していいかという同意確認の調査をさせていただいている経過がございます。今後につきましては、これについて同意をいただいた方については、平常時も名簿情報を共有できるように進めていく。あるいは、</p>

	<p>個別避難計画ということも、これもまた平常時に作っておくものになりますので、この取組を進めていく。緊急時には、名簿のその同意にかかわらず、やはり実際の安否確認ということで動いていく必要がございますので、そこは同意有無にかかわらず確認という実施が必要になってくるということになりますけれども、平常時というところにつきましては、やはりご本人様の同意確認をしていくということが今後の流れになりますので、その辺り、制度の周知も含めて取組としては必要になってくると考えております。</p>
事務局 (澤田)	<p>地区保健福祉センターですけれども、残念ながら、東がたって3年、南・西がたって2年目、中央のセンターが今年からというところで、一般的に名前が知れ渡り、あそこに相談に行ったらいいんだという体制にはなかなかないのが現状です。全体的に調査を見ますと、知名度といいますか、聞いたことがありますという方が大体全体の3割弱ぐらいというところではあります。</p> <p>その中で、地区保健福祉センターのアウトリーチを活用しているというところがあります。市には健康福祉セーフティーネットという形で、小学校区ごとに市内32か所、それぞれCSWさんが中心となりまして、それぞれ小学校区ごとの民生委員さんや福祉委員さん、それから地域の方、皆さん集まりまして、その地域の問題であったり、どこそこの高齢者の方がしんどい状況になっているので、何らかの形で地域包括支援センターなどの援助ができないのかという話などを、それぞれ持ち寄った中で、エリアごとのCSWであったり、そこには地区保健福祉センターの職員も参加しておりますので、情報を持ち寄りまして、程度によって地区保健福祉センターから包括さんであったり障害者の事業者さんであったり、市の保健師であったりが直接行ってお話をさせていただくというケースがほとんどとなっております。</p> <p>稀に、センターにも来られるという方もいらっしゃいますけれども、むしろ自分たちで相談に来られる方というのは、センターよりも本庁に来られる場合が多いと感じております。地区保健福祉センター自身は、相談にも来ていただきたいというところでもありますし、地域の中に出て行って、保健師の活動の中で市が身近に出てきてるんだというところをみなさんに分かってもらう、こちらから出ていくというところをメインにしていますので、必ずしも相談に来てもらうというところがメインではないのかなと考えてはおります。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>スタートしたばかりですので、本格的な活動というのは、これからの課題になっていくのしょうけれども、担当的には想定されたような幾つかの先進的な取組も生まれ始めているということのご報告だった</p>

	<p>と思います。</p> <p>さて、皆様方から少しご意見を伺いながら会議も閉めていきたいと思えますけれども、今日ご参加の委員の皆さん方の今の議論を聞きながらお感じになったことであろうかと思えますけれども、ご発言、ご意見いただけますでしょうか。せっかくのご出席ですので、一言。</p> <p>はい。どうぞ。境田委員。</p>
境田委員	<p>基本目標4の「一人ひとりの権利が尊重される」ということを聞かれて、この説明に書いてあるような内容を想像できる市民の方は、ほぼいないのではないかと私は思います。「一人ひとりの権利が尊重される、成年後見制度のどうのこうの」というような形で検討いただければなと思います。</p>
津止会長	<p>より現実的な方針化のご提案でしたけども、また次回の素案の中で反映させていただけますでしょうか。</p> <p>はい。どうぞ田畑委員。</p>
田畑委員	<p>今の「一人ひとりの権利が尊重される」ということですが、例えば茨木市でも今LGBTに関しまして、パートナーシップ制度とかされていますよね。そういったものも、ここの目標の中に含まれるのではないのでしょうか。</p>
津止会長	<p>議論は始まっていますでしょうか。</p>
事務局(長野)	<p>市としましては、既にそういった取組はしておりますが、市全体の計画の中で、人権に関する計画がありますので、その中で、特にその具体的な取組や事業については記載するものと考えています。</p> <p>総合保健福祉計画の中では、この権利擁護支援に関わる内容が中心とし、「一人ひとりの権利が尊重される」という、その基本目標そのものがすごく広い考え方なのですが、具体的な施策については福祉分野での支援等を中心に記載したいと思っています。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私たちの守備範囲のところとの課題かと思えますけども、大きくは別途の話だと思えます。</p> <p>いかがですか。発言をまだされていない皆さん方。</p> <p>小河委員、いかがですか。</p>
小河委員	<p>私としては、一応、理念とか基本目標については、おおむねこれでいいとは思いますが、この中で細かい部分が出てくるのかどうか分かりませんが、行政として支援するとか推進するとかいう抽象的な言葉になっていますけども、その内容をどういうように支援するのかとか、そういう細かいところが、まず分かりづらいということと、それと市の方針と社会福祉協議会の方針がありますよね。それが実際動くのは活動的に動くのが社会福祉協議会なのか、それと</p>

	<p>も市の下にあって社会福祉協議会が動くのか。その辺もはっきり分からない。それで社会福祉協議会から下に下りる、</p> <p>私も今は地区福祉委員長をやっていますけども、そこへ下りてきている状態で、こういう細かいことは全然知らない状況です。私が去年、福祉委員長になったので、その前は一切こういう計画があったとか、どういうことがあったのかということを知らない状態でした。だから今の市民の方も知らないと思います。実際のところ。</p> <p>ただ、今いろいろ民生委員と福祉委員が協力してとかいうこともありますけども、実際、私の地区でも、民生委員はやるけど福祉委員は大変だからやらないとか、そういう状況も起きてきています。だから推薦しようとしてもなかなか手が挙がらないとか、そういう細かい点が多々出てきていますので、その辺の調整とかいろんな理念とか基本目標はきちりしていますけども、その先、どのように落とししていくかということをもうちょっと考えないと進まないのではないかとということで私は思っております。以上です。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>文章だけに終わらすなよということかもしれませんけども、引き続き議論を深めてみたいと思います。</p> <p>入交委員、お願いします。</p>
入交委員	<p>茨木市民活動推進ネットの入交です。</p> <p>日頃、市民活動センターにありますので、今皆さんがお話しされているようなことというか、今提案になっているようなことを実際にどうなるんだろうというシミュレーションをするのがこちらの役目です。そうすると今おっしゃったように、書いたものはしっかり立派にあるけれど、実際にやってみるという立場になると、なかなか難しいなど。</p> <p>今、ちょうど社協から災害ボランティアのシミュレーション訓練、私たちもいつも一緒にさせていただいているわけです。させていただいたときに、どれだけの人が集まっているかと、本当に限られた人です。それはやはりみんなが集まってこなければいけない。どうしたら集まれるかといったら、過去をずっとさかのぼってみると、阪神淡路大震災の後、市で危機管理課が主導したか、その辺はよく分かりませんが、1月17日がたまたま日曜日だったとき、小学校区でいろんな訓練をされたときがありました。私たち、そのときちょうど高校におりましたので、中条小学校へ行って、社協はそこに災害ボランティアセンターを設置するというシミュレーション。グラウンドに大きなテントを張って、そこで炊き出しをすとか防災食をやるとか、いろんなことがいろんなところの小学校で一斉に市内がみんな災害時を想定</p>

	<p>してやられる、昼間にやられる。そうすると小学生だったり中学生だったり高校生がそこにボランティアに入れるわけです。そういうチャンスがあるので、高校生が小学校へ行って動くことを小学生が見て、ああ、お兄ちゃん、お姉ちゃんはああいうふうに動くんだということを知ったり、そこに地区の方が来られて、上手にまだ動けない高校生の手助けをしてくださったりとか、そういう場面が災害時じゃなく平常のときに幾つか年に1回、最低1回でも何かあれば体験として残っていく。それが年に1回だったら、もうしょうがないと思うかもしれないけれども、毎年毎年積み重ねるとか、3.11に合わせるとか、6月に合わせるとか、何かにかこつけて少し教育の現場も巻き込みながら地域と一緒にやることも考えていかなきゃいけないなということと、実際にその場面になったときに、どれぐらい市民活動センターやボランティアセンターが実際に動いてくださるボランティアをつかんでいるか、つかんでいないかとかいうことも含めて、ちゃんと動いていかなきゃいけないなということを探らして今日は意見を、この会議が終わってしまいましたけど、次のときにまた実際に具体的なところを一緒に考えたいと思います。ありがとうございました。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>計画づくりが本当に実践的に活かされるかどうかというのが一番の肝になると思いますので、そういう観点で実際に活動の担い手の方々の目線から見たら、どのような計画だったのか。その総括、本当に次の計画をどう想定していくのかという、そんなところが問われているのだろうなと思いました。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
有明委員	<p>時間が超えてしまったので言おうか言うまいか迷いつつですけども、入交先生がおっしゃっていたような、学校でのその防災の訓練であるとか地域のボランティアの担い手というか、担い手づくりで考えないといけないと思うのは、自治会の加入者が減っているということもありますけど、茨木市ではPTAの組織自体がなくなっているところがあったりとかして、でも私たちが今、民生委員とか福祉委員とかできているのは、やはりそのPTAで身近な子どもたち同士の困り事、お母さんたちの困り事を汲み上げる訓練をしてきたから民生委員で知らない方の困り事も聞けるというような、やはりそういう積み重ねがあったからだと思います。今その土台がなくなっているというところで、やはりいくら社協の方が福祉委員会とか民生委員のそういう会議の場に来られて困り事を吸い上げようと思っても、もうその方たちは、もう高齢で本当に困っている若い方とはちょっと離れているので、できたらPTAさんの組織自体が弱くなっていますし、そういう</p>

	<p>方がもっと福祉のことを知ってほしいと思ったりするので、できたら社協の方に直接PTAの役員さんの会議とかに、いろいろこんなことを茨木市ではやっていますよみたいなこととかを直接広報に来ていただくとか、そうすると、それを聞いた役員さんから、それに当てはまるような困っている方がいたら、こんなことを聞いたよみたいな形がつながっていったりとかしたりするかなと思いますし、PTAさんも活動に困っていて、もうなくそうかなみたいになっているところを支援できるような、そういう行政とか社協さんからの支えがあると、持続可能な担い手というのが、うまくつながっていく可能性があるんじゃないかなとか思ったりしますので、やはり抽象的な言葉だけじゃなくて、実際そういう人たちに関心を持ってもらうようなアクションがこれに加わるといいのではないかなと思いました。</p> <p>また、次回以降で結構ですので、よろしくお願いいたします。</p>
津止会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>社協活動の皆さん方の活動の展開をしていく上での、何かヒントになるような話だったのかなと思いました。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
青木委員	今、PTAがない学校があると聞いてびっくりしましたけど。
有明委員	そうです。2校。
青木委員	<p>そうですか。地域の実情としても、自治会が、もう高齢化でできなくなって解散したところもあります。実例はまた紹介してほしいですけども、残った財源を社協に寄附していただいたりしています。でも何とかしないといけないということで、何とかする会というのをつくって社協で今いろいろ活動を展開していただいています。やはり、そういう現実を見ると、高齢化社会に、もう本当にピークに近づいてきています。けれども茨木は人口が減ってないですよ。そこがすごいところですけども、ただ子ども会も減ってきていますよね。老人クラブも多分減ってきていますよね。</p>
事務局(肥塚)	ほぼ。横ばいです。
青木委員	<p>横ばい。ということで、やはり社協でいつも議論になるのは自治会がやはり地域福祉の基盤になる組織なので、自治会を何とかする。</p> <p>ということで、みんなが主役と言っていますけれども、住民が主役ということですよ。ということは、やはり地域の組織、住民組織がやはりしっかり地域で頑張っていないと、もう個々ばらばらの地域になりますので、そういう住民活動の支えも社協としてはすごく大きな課題だと思いますし、その辺のことも展望が見えるようにしていく必要もあるかなというのを今ちょっと感じましたので、それでも、地区福祉委員会の中で自治会がなくても、そこは対象外にせず一緒に</p>

	<p>地域の活動を一緒にしていくことで、声かけなりお誘いなりが多分できてはいると思いますけれども、みんなが主役の地域共生のまちづくりを目指すためには、やはりそういう住民参加の力を地域で育てていかないと、なかなか難しいのではないかなという感じがしております。以上です。</p>
津止会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のような地域福祉を下支えするような市民活動、市民組織みたいなものを俯瞰するような文章が要るのかもしれないですね。こういう状況の中で、私たちの地域福祉が抱えている課題解決に向けての活動があるんだということを少し書き込まないと、何か元気が出ないような気がいたします。地域福祉計画や地域福祉活動計画を元にして、活力を生み出すような計画であればいいのかなと思いますけど、ちょっと俯瞰をするような考えが一定必要なのかなと思いました。PTAがないんだとか、老人クラブがもう減少傾向だとか、自治会組織も少し大変だとか、でも一方では人口は減らないとか、学校の子どもの数がどうなのかということで、いろんなことがあるのでしょうけども、そんなところを踏まえながらの今回の計画づくりだと、そんなことが少しでも伝わればいいのかなと思いました。</p> <p>我々委員の元気にもなりますよね。そんなことをやってみたいなと思います。</p> <p>お約束のお時間を少々と言いますか、20分程度オーバーしましたけども、どなたが発言すると、やはり発言する気持ちが随分出てきますので、会議はそんなものだと思ってお許しをいただきたいなと思います。</p> <p>次回は計画の素案をご提案できるということで、事務局の作業も少し気合いが入ってくる時期だと思います。ぜひ、委員会での議論がより活発になるような素案を提案していただきたいなと。そんなことをお願いして、今日の分科会をお開きにしたいと思いますけど、よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局(鎌野)	<p>最後に、今後の予定ですが、第3回地域福祉推進分科会は10月19日の木曜日、午後2時から。第4回地域福祉推進分科会は11月24日の金曜日、午後2時からを予定しております。場所につきましては現在調整中ですので、改めてご連絡いたします。</p> <p>また、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成し、委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、会議を終わらせていただきます。</p>

	皆様、長時間ご協力をありがとうございました。
--	------------------------